

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第5号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会公印規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正により、企画情報課が企画相談課に改称されること及び、堺市事務分掌規則の一部改正により、南区役所企画総務課から同区政企画室に就学事務に関する事務が移管されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年3月31日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 堺市教育センター所長印の管理責任者を企画相談課長とする。</p> <p>(2) 就学事務専用堺市教育長印の管理責任者を南区役所のみ区政企画室長とする。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（ 教育長の臨時代理により、公布済みである。 ）</p>

堺市教育委員会公印規則の一部改正について

堺市教育委員会公印規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に教育長において臨時に代理したので、次のとおり報告する。

令和3年4月13日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会公印規則（昭和44年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表堺市教育センター所長印の項管理責任者及び個数の欄中「企画情報課長」を「企画相談課長」に改め、同表就学事務専用堺市教育長印の項管理責任者及び個数の欄中「企画総務課長」の次に「(南区役所にあつては区政企画室長)」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

堺市教育委員会公印規則（昭和44年教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
名称	書体及び寸法（ミリメートル）	ひな形	使用区分	管理責任者及び個数	名称	書体及び寸法（ミリメートル）	ひな形	使用区分	管理責任者及び個数
(略)					(略)				
堺市教育センター 一所长印	てん書 方20	堺 市 教 育 セ ン タ ー 所 長 之 印	一般事務 用	企画情報課長 (1)	堺市教育センター 一所长印	てん書 方20	堺 市 教 育 セ ン タ ー 所 長 之 印	一般事務 用	企画相談課長 (1)
(略)					(略)				
就学事務専用堺 市教育長印	れい書 方18	就 学 事 務 専 用 堺 市 教 育 長 之 印	就学事務 用	区役所企画総 務課長及び区 役所市民課長 (各1)	就学事務専用堺 市教育長印	れい書 方18	就 学 事 務 専 用 堺 市 教 育 長 之 印	就学事務 用	区役所企画総 務課長（南区 役所にあつて は区政企画室 長）及び区役 所市民課長 (各1)